

# ごみ処理施策検討特別委員会 (第1回) 会議録

令和2年1月16日 開会

令和2年1月16日 閉会

河合町議会

ごみ処理施策検討特別委員会(第1回) 会議記録

令和2年1月16日(木) 午前9時30分開会

---

出席委員

委員長	長谷川 伸 一	副委員長	谷 本 昌 弘
委員	森 光 祐 介	委員	常 盤 繁 範
委員	梅 野 美智代	委員	佐 藤 利 治
委員	中 山 義 英	委員	坂 本 博 道
委員	大 西 孝 幸	委員	馬 場 千恵子
議長	杵 本 光 清	副議長	岡 田 康 則

欠席委員

委員	西 村 潔
----	-------

---

事務局職員出席者

局長	坂 本 武 司	局長補佐	高 根 亜 紀
調整員	松 本 良 一		

開会 午前9時30分開会

◎開会の宣告

○委員長（長谷川伸一） ごみ処理施策検討特別委員会をただいまから開催します。

今回、委員長をさせていただきます長谷川伸一でございます。よろしくお願いいたします。

---

○委員長（長谷川伸一） みなさん、おはようございます。今回1回目の欠席議員は西村議員が海外出張しておりますので、今日帰国ということで残念ながら欠席となります。一人欠席となります。

次に議員の方々の席には、今までの経緯を表す経緯についての情報と各委員会等の資料を町から出てきた資料を配布しております。まず、配布資料の確認をいたします。それと注意点を申し上げます。まず、最初に山辺・県北西部広域環境衛生組合の主な経緯を3ページにわたって書いております。それと、時系列に申し上げますと、平成27年9月16日の河合町議会全員協議会でのごみ処理広域化の事業参加への資料と27年12月9日の河合町議会厚生常任委員会での議案書と会議録、次に27年12月14日の議案、天理広域環境衛生組合規約案についての12月定例会の会議録も添付しております。次に平成30年6月7日の河合町議会議員説明会においてのごみ処理施設の建設費用稼働までの事業スケジュールについての資料も配付しております。次に30年12月6日の河合町議会議員説明会、3町安堵町、広陵町、河合町によるごみ中継施設整備運営共同化についての資料も添付しております。以上を配布しております。それと、近隣町の北葛4町の河合町、上牧町、王寺町、広陵町の平成28年4月現在のごみ分別の一覧表も1枚つけておりますのでご参照ください。注意点としましては、平成27年12月9日河合町議会厚生常任委員会の会議録ですが、河合町の議会規則によって内部閲覧だけが許可となっておりますので、今回は議員の方に特別にコピーを配布しておりますので部外には持ち出さないようお願い申し上げます。お手元にお配りしました、議第にそって今日は第1回目の議事を進行していきたいと思っております。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 今後、議論参加していくうえで、今回委員会設置がこの前の臨時議会で

急遽ということもありました。この位置付け、役割については条例設置の提案にあったんですけども、今思っているのは、自分自身も今回まほろばの議案が否決されたということもありました。ですのでその方向をださないといけないということもあって、この委員会を設置した方がいいと思って賛成はしたんですが。今後この議論を進めていくにあたって、今日の議題が全面的になっていくんですけども、このまほろばの問題へも対応ともリンクした形で何らかの結論を委員会として出さないといけないと思うんですけども、リンクした形で進めていく位置付けかどうか。そうすると当然、まほろばの件をどうするかについては河合町としては否決したわけですから、理事者側はどうか組合との協議はされてると思うんですけども、それとリンクしようと思ったら、テンポとかも関わってきます。議論と結論というのはその問題とも関わって議論していくのかどうかという意識して議論したらいいのかどうか最初に確認しておきたいと思います。

○委員長（長谷川伸一） 坂本議員のご意見は分かりました。今回の特別委員会の設置の目的は結論ありきではなくて、今回のごみ処理の問題は中長期にわたっての河合町としての姿勢を決めるためにと言うことで、今までの27年からの河合町と議会の経緯を見ますと、可燃ごみ、不燃ごみ、ごみ全般についての処理の仕方をどうするかという事を十分に審議できていない部分があるのではという思い今回、令和6年に天理広域組合の工場も稼働しますので、それに伴って3年・5年中長期にわたってごみ処理問題を全般的、包括的に審議しなければならないと判断したうえで特別委員会を設置の提案をしました。ごみの問題については今まで天理の10市町村の共同組合が平成28年4月に設立しました。そこにおいて工場も新規建設にむかっております。この状況において次の段階として、まほろば環境衛生組合と安堵町3町により中継処理センターの設置計画も出ているとという事は十分に理解したうえで全体で河合町のごみを、可燃、不燃、粗大の全般にわたるごみをどうするかという事で特別委員会を設置したという事でご理解いただきたいと思います。

これで分かりますか。

○委員（坂本博道） その趣旨は分かりますし、それは必要だと思います。ただ、まほろばの問題については修正案が12月にあった時も時期が迫ってるという意味あいも含めてで、今結論を出さないといけないという事で、修正を出して不燃等も一緒に行くべきだと方向を出したと思うんです。その状況は河合町だけの問題でなくて安堵町や広陵町、さらには広域の関係では10市町村の関係があるので、そこの関係があるのでどうしてくれるか、相手がどう対応されるかの関連もあるから、河合町がその方向で出すということですから議論することの

結論が出るまで、待ってくれる状態であれば、それはそれで良いですけど、一方でそうでないとなると、その事も想定したうえでこの議論をしないといけないと思ってるんで、そういう点では全てのごみの対応も含めて結論出す方向であれば、一方ではまほろば対応というのは理事者側の問題でもあるかもしれませんが、議会としても否決したわけですから今後のごみ処理システムどうするかという責任はありますから、その事もふまえたうえで議論していかないといけないと思いますが、それは調査の結論は結論で別にこの議論として出していこうと、結論というか、委員会ですから何かの方向を出さないといけないと思うので、全体のごみ処理の問題について方向を出すところまではいこうという考えてでよろしいですか。

○委員長（長谷川伸一） 坂本議員が危惧されてるのは、この特別委員会で、私もこの特別委員会は1年スパンとかの長期の考えはしておりません、この臨時議会でまほろば環境衛生組合の規約案は否決しております。今、理事者側にはボールを投げております。理事者側の判断も必要です。これは3町の組合の設立に関しては理事者側が主体になることも認識しております。議会はそういった権限はございません。まず、今審議できることは短期集中型に審議してどうするかという事を議会として決めるということで、それをもって判断させていただいて理事者側が今後、天理組合の方に交渉していただくとか、このままで良いとかそういう審議して、組合の方に審議していくという考えでありますので、特別委員会が決めるということでは無いので、今の段階は、提案理由で言ってる調査研究です。これを主体にしてごみの問題をどうするかということですから、そこをご理解いただきたいと思います。ですので1ヶ月、2ヶ月の目処で近隣の自治体に迷惑かけてることは重々に理解しておりますので、反対の為の反対という結論有りきのやり方ではありませんので、みなさんに審議、今度新しく議会体制になった議会の方々も理解していただいたうえで、どうするかということで考えておりますので、ご理解いただきたいです。私の意見はこういうことです。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 先ほど、委員長から坂本委員の質問に対しての返答としまして、設立の意味合いという説明をいただきました。私どもとしましては1月7日に特別委員会の設立の発議を発議者として長谷川議員より議会中に説明をうけて、表決を行っております。私として質問させていただきたいのは、1月7日に発議された時の設立の意味合いの説明、今現時点で先ほどご説明させていただいた内容がだいぶ加えられてしまっているというところを感

じるところであります、その点に関してもう少し明瞭に説明いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（長谷川伸一） 常盤委員から付け加えてるという事ですが、どういう所か私理解できないのですが、この提案理由としましては、河合町焼却施設が老朽化する中で河合町も可燃ごみは天理組合にいかないといけない。不燃ごみについても従来のパターンでいいかどうか。ということですね。従来のパターンに続いて今行っている、破碎処理施設、分別処理施設も老朽化してきてます。人的な問題もございます。清掃工場の老朽化も全体的にしております。そういう事もふまえた上で、今後ごみの排出量、町民の協力によってごみ排出量の削減、リサイクル率のプラスチック関係が地球全体に大きな問題も起こしております、そういう点も含めて、それと、大きな問題でもあります河合町の財政健全化もふまえて河合町のごみ処理施設を詳細かつ包括的に総合的に調査研究して今後の方向性を早期に進めて行って議会としてまとめて理事者側に協力を仰いで、今後のごみ行政をしていきたいと考えておりますので、この特別委員会の目的は何かという、目的という言葉が常盤議員さんからの7日にご質問いただいた時にも、目的とは今、こういった事が目的であって結果、出口を不参加とか参加とかではないので、その点だけをご理解いただきたいと思います。総合的にどう判断するか。今、令和2年1月、令和6年2月には広域処理工場が稼働します、それが半年前倒しします、一気にマテリアルリサイクルセンターの方も令和6年にはスタートします。そこにおいて、それから後5年間。その施設の方も約25年で計画しておられます。5年、25年という30年スパンで今後の町のごみ処理行政をどうするかという事を、8名新人議員もいてるので、この事を認知して、経緯も知ってもらってまとめて、やっていきたいと思っております。ご理解いただきたいと思います。最初から結論有りきではないので今の時点では、出口論はしません。これから何回か集中的に審議していってご迷惑かけてることは重々理解しておりますので、1月に2回3回と特別委員会を開催してみなさんと審議していきたいと思えます。かつ、近隣の自治体の清掃工場の調査もさせていただきたいと思えます。近隣との、連携も必要と判断しておりますのでご理解いただきたいと思います。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 長谷川委員長のお気持ち伺いました。平素から長谷川議員からは委員長という形ではなく、議員という形で色々ごみの処理に関しての話とか、色々お調べになられて、これではという形の話は勉強させていただく形で教えていただいております。お気持ち

としては、私としても方向性は変わらないところではありますけども、今回の特別委員会の設立に関しまして、改めて本義会中に読み上げました発議の内容、説明された内容、それを改めてお手元にお持ちであればそれが、設立の発議という理由という形になりますので、我々からすると、理由として話しますと、議会の当日に「委員発議をして設立発議をします。」という話だけで実際に本会議にのぞまれた議員さんも何名もおられます。そういう状況の中で、事前の細かい説明なしの状態ですべて特別委員会が設立されたという事がございますので、今の気持ちとして考え方はよく分かるんですけども、私として質問させていただきたいのは、臨時議会の本義会中に発議の理由として申し上げた内容をもう一度、文面通りお話しいただいて、その設立の目的においてどういう形でこの委員会が行われてくのかを改めてご説明いただきたいと思います。

○委員長（長谷川伸一） 提案理由は読んでいただいて形で分かっていたらと思います。がこれに、尚どういったことを・・・

○委員（常盤繁範） 提案理由というのは。

○委員長（長谷川伸一） この提案理由ですよね。このことですよ。私が議員発議した。この趣旨ですよ。

○委員（常盤繁範） それは全員の議員にわたってないと思うんですけども。

○委員長（長谷川伸一） 渡したでしょ。渡してますよ。

○委員（常盤繁範） 長谷川議員の口頭だけで表決をしなければいけないと思うんですけども。

○委員長（長谷川伸一） わかりました。今回につきましては、私自身その時は委員長ではございませんので、私の発議については事務局に全部しておりましたので、これは単に意図あるミスではございませんので、これをご理解いただき、事務局の方は重々今後こういう事がないように注意するようにお願いします。当然、実際に自分で原稿を書いてメールでやりとりし、設置理由は出しておりますので。

○委員（常盤繁範） 手続きの事ではなくて、設立の目的を発議の時におっしゃったよう事をもう一度改めて読み上げてもらいたいと思ひまして、お話をしてるんです。

○委員長（長谷川伸一） 分かりました。読み上げます。コピーは後で回しますので、もう一度申し上げます。

河合町ごみ処理施策検討特別委員会の設置提案理由。議員発議第1号、提案理由を申し上げます。近年環境に対する関心が高まっています。ごみ等の廃棄物処理に関しましては

自然環境や町民生活の安全を維持するため、適正な処理が強く求められています。河合町の焼却施設が老朽化する中、可燃ごみを「山辺・県北西部広域環境衛生組合」で共同処理することとなっており、ごみ中継施設整備の計画が進められています。今後、ごみ排出量の削減、リサイクル率の向上、財政健全化等もふまえて、ごみ処理施策の詳細かつ総合的に調査・研究をしていくことが絶対に必要と考え、特別委員会の設置を提案いたします。

委員会の名称は「河合町ごみ処理施策検討特別委員会」です。委員数は議長、副議長を除く11名です。設置期間は議決の日から調査終了までとし、閉会中も継続して調査を行うことができるものとする。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

令和2年1月7日 提案者 河合町議会議員 長谷川伸一。

以上です。もう一度これについてお願いします。

○委員(常盤繁範) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 常盤委員。

○委員(常盤繁範) 設置の理由は改めて理解させていただきました。そのうえで事前に、ごみ処理の部分について、懇親会が開かれておりまして、その際には私自身、先ほど委員長のお話があったように目的は何なんだと。委員会という形のをすれば何でもうまくいくと思ったらそうじゃないんじゃないかと、ある程度の目的をもって設置をするという形のをしなければという話をさせていただきましたし、その際には質問する形で長谷川議員に対して厳しい言葉で私自身も申し上げたことは本当に申し訳なかったと感じております。この場において謝罪させていただきます。申し訳ございませんでした。しかしながら、その理由としましては、考え方としては私もこのごみの処理の方法については、このままではいけない。という思いを持って私自身も今後議員活動を行っていきたいと考えておりますが、以前から私自身、疑問に思っている事がありまして、総務の小野課長には、だいぶ前に質問させていただいて、忙しいから折りを見て教えていただいたら結構ですからと話をしたことがあります。その内容としましては、この委員会なり評議会、これだけの方が顔をあわせて時間を使って、協議ないし委員会が行われます。そういう状況でのコストの意識というのが実際のところ私自身も持たなければならないと常日頃から考えておりました。私自身がある程度、試算しますと、決算の方も立ち合わせていただきましたので、実際にこの場に立ち合われてる町の幹部職員の方々のだいたいの時間あたりの給与といいますかコスト。それと我々の議員の出席しているコスト。事務局の方々がこの時間に裂かれているコスト。単純に考えますと議員は特別公務員職ですから、定めが無いんですね、ですので単純にですが1日8時

間稼働する形で休みなしの形で30日で考えると240時間ぐらいかなと、そういった形で考えますと、おおよそ1時間あたり、70,000円弱ぐらいになるのかな、

○委員長（長谷川伸一） 常盤委員ちょっとすみません。今回も9時30分から初めてるんです。10時からではなくて、9時30分から。時間がもったいないと感じてるのはよく分かっています。今回も12時前には終わって、理事者も予算編成等もあり忙しいのはよく踏まえておりますので、これについては重々分かっております、一人あたり一日日当20,000円、30,000円というコスト計算もできておりますので、限られた時間2時間、1時間半しかありませんので、何とか第1回目の審議に入らせていただくようご理解いただきたいです。

○委員（常盤繁範） ではですね、大変失礼いたしました。長々と話しまして。質問の内容としましてはですね、そのコストの部分を意識した上で委員会を行うという形であれば、その意味あいをもって、調査の日程、どのぐらいのスパンで行うかというところはある程度、今回の委員会においてははじめでなくて結構ですから、何回を予定するかそういう形のものを考えるべきだともおもいますがいかがでしょうか。

○委員長（長谷川伸一） その点について、その他の議題の6のところを考えておりますご報告申し上げます。

○委員（常盤繁範） はい、分かりました。

○委員長（長谷川伸一） それでは、レジュメに従ってまいります。まずレジュメ1. これについて理事者から経緯についてご説明をお願いします。

○住民生活部長（木村光弘） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 木村部長。

○住民生活部長（木村光弘） 案件1で、山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立までの経緯についてという事でご説明させていただきたいと思います。設立までの経緯でございますが平成22年度頃より奈良県におきまして、一般廃棄物処理の広域化を奈良県市町村サミットの奈良モデル検討会で一応検討という形でされております。それらを数年にかけて検討を行ってその間に、天理市の方から広域ということに手をあげていただいたという流れのもと27年6月11日に、ごみ処理広域化について関係市町村に天理市長より説明がありました。27年8月27日にはごみ処理広域化関係市町村長会議において、ごみ処理広域化への参加について広域推進協議会の設置についての協議がなされました。その後、27年9月16日、河合町議会全員協議会において、ごみ処理広域化への事業参加について説明をおこなわせていただきました。27年11月13日にごみ処理広域化関係市町村長会議が行われ、山辺・県北西部広域環境

衛生組合設立議案について、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約案について協議がなされております。それをもって27年12月9日、河合町議会定例会、厚生常任委員会において議案第48号 山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について可決されました。続いて、27年12月14日、河合町議会定例会におきまして議案第48号 山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について可決されました。平成28年1月15日に山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立に向けた事業推進協定を締結されまして、平成28年2月24日にはごみ処理広域化市長会議が開催され山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立に伴う協定書案について協議がなされました。平成28年3月18日に山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立に伴う協定書が締結という形になっております。そして、最終的に平成28年4月1日より山辺・県北西部広域環境衛生組合が設立して今に至ってるという経緯でございます。以上です。

- 委員長（長谷川伸一） 今、木村部長の方から、山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立までのご説明いただきました。今後この山辺の方は天理広域環境衛生組合と申し上げますので、ご理解ください。この、天理広域環境衛生組合の設立の件についてご質問、配布された資料で質問あれば、挙手願います。

（質疑する者なし）

- 委員長（長谷川伸一） 2番目に組合に可燃ごみ処理事業のみ参加し、不燃、粗大、資源ごみ処理事業が不参加にいたった経緯と理由について理事者側からのご説明をお願いします。

- 住民生活部長（木村光弘） はい、委員長。

- 委員長（長谷川伸一） 木村部長。

- 住民生活部長（木村光弘） 不燃、カン、粗大、資源ごみの不参加に至った理由でございますが、組合における、不燃、粗大、資源ごみ処理につきましては、天理市におきましては、山添村、川西町、三宅町のごみを受託処理で運営しておりました。上牧町、広陵町は現施設での継続が出来ない。安堵町は新規という事で参加しており、残りの大和高田市、三郷町、河合町は現在の施設での処理継続が可能で経費も抑制できるということで不参加という判断したところです。

- 委員長（長谷川伸一） このことについて、質問のある方。

- 委員（佐藤利治） はい、委員長。

- 委員長（長谷川伸一） 佐藤委員。

- 委員（佐藤利治） 1点わからない事がありますので教えていただきたいです。まず、不燃ごみですけども、大和高田、三郷町、河合町の3町が参加しない。理由は個々にあると思う

んですけども、先ほど部長がおっしゃった費用対効果とか色々検証したうえでということなんですけども、その時点で他町も色々教えてもらいにいたり、調べたりはかなりしたんでしょうか。高田市場合、三郷町の場合、本当にうちもそうなのかという検証、またその検証をした結果をその時の議会にはあげていただいているのかどうか。この辺がスタート地点で大事なことだと思うんです。もし、理事者が答えにくいようであれば、聞いている側の議員の諸先輩方、教えていただきたいんですけども。お願いします。

○委員長（長谷川伸一） 平成27年の当時、部長でした堀内部長ご説明をお願いします。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） まず、参加、不参加について検討するうえで当然、参加されないという事で大和高田市、三郷町に具体的な理由も含めて意見を聞かせていただいたうえで、本町としても結論を出してその上、議会の方でも委員会で説明させてもらったつもりですけども。

○委員（佐藤利治） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 議会の方に説明とういのは、されてるという事なんですけども、その時にもし記憶に残っておられる方がおられたら、どういうふうな説明で反対したのかとか賛同したのかとかその辺を教えてくださいませんか。よろしくお願いします。議員のみなさんに。

○委員（大西孝幸） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 大西委員。

○委員（大西孝幸） その当時、私も議員でしたし、その経緯については理事者側から費用の削減、私も実際、不燃の部分も行けばと当時は思いました。確かに。ただ、現状で先ほども言われたように費用が削減できる、安くいくという説明もありましたので、そしたらせっかく奈良モデルで組合を作ってやるのであれば、参加するかという思い出でその当時賛成した一議員です。そういう状況で28年4月に組合に入ってずっと、今日まで進んできてると思います。その中で12月にまほろばの案件が提出された時も私は賛成しました。その賛成した理由は3町合同でやる、もし河合町が抜けて2町でも安堵町と広陵町ととするのではないかという思いもありまして、それと山辺の本体の方の整合性を考えまして、私は賛成したんですけども、否決になりましたので。私は昨年8月から河合町の代表で山辺の議会に入っている立場上、今回の可燃ごみに対しては、進めていかなければならないと考えております。そういう事もあって、この特別委員会の賛否については賛成しました。その理由は、今作るのではなく、3町まほろば組合プラス天理の方で、可燃の方がもう入ってますので、その整合

性も考えた上で

○委員長（長谷川伸一） 大西議員すみません、その話は後でしていただいて、今は27年の組合の時の時点の話を説明願いますか。今回の議会での賛否についてはないので。

○委員（大西孝幸） 最後まで、言わせてもらいます。

この特別委員会についても、まほろば環境衛生組合に入った後にでもできると思いましたが、私は反対としました。以上です。

○委員長（長谷川伸一） 他、議員の方で。

○副議長（岡田康則） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 岡田議員。

○副議長（岡田康則） 議員をしておりましたので、理事者の方から、今一番問題となっております、可燃ごみを3町でやらしてもらえないかという事で私自身、やっておるんですけども、過去の理事者側の説明では先ほど木村部長が言われたように、河合町で不燃ごみを処理する方が非常に安く済むという説明を受けてました。この議会が4月に変わってから、新しい議員さんとも勉強させていただきまして、私自身も今の処理してもらってるごみ、プラントも色々な方に聞かせてもらいました。プラントも河合町に新しく導入したときというのが、全く新しいものではなかったんじゃないか。中古という言い方おかしいですね。そういうふうな事で導入された、それから10年以上経ってるんですね、そのプラント自身も非常に老朽化してると思います。河合町のごみ処理も可燃ごみも老朽化してきているという事で、バグフィルターの交換で今までずっとやってきてるわけなんですけども、今議題にあがってる可燃ごみの処理というものに対しても非常に疑問を持ってきたというのが現実なんです。ですから、私自身も本会議で発言させてもらったように、今安堵町で処理していく、広陵町の方でやっていただけるという事に3町で不燃ごみも一緒にやっていければ、いいのではないかと。まだ、紙ベースで考えてる事なので、河合町の方から「ちょっと考えがこういうふうに行きます」という事で、町長にお願いして、本会議の方で町長の決断。そこで私たちも一緒に頭さげて回りますという事をしゃべらしてもらったという事なんです。ですから以前は私の勉強不足もあったかもしれませんが、そこで、ここまできたんですけども、考えがぶれたわけはありません。本当にそんな形で、財政がその時より悪いじゃないですか。それを良くしていくには、これもしていかなあかん、それからごみの分別も今の甘い分別ではなくやっていきたいという事で、今の私の気持ちでございます。

○委員長（長谷川伸一） 他に。

○委員(中山義英) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 中山議員。

○委員(中山義英) 私、新人なんで、再度確認だけさせていただきたいんです。議員になるまで一住民という立場で、真剣に考えてたということはないんですが、はっきり言いまして。現実的には燃えるごみ、燃えないごみは一カ所にやるべきではないかと。最初から気持ちはあったんです。将来的に10年先20年先を思ったら、当然1カ所するのがいいのかなと。一時、費用があがったとしても後の、応益的な負担になって後生のものも負担していくべきものやからという思いはあるんですが、その中で不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみは不参加となった理由は費用的が一番多かった。その原因が不参加の理由が。そこだけ再度確認させていただきたいのと。今、このままの状況で規約どおり進めた時に将来的な負担、これは分からないんですよ、10年先20年先なんて、誰も、ですが河合町としてははっきりと断言できるのか、この規約どおりいった方が、当時の判断と同じく費用的にも少なくとも済むのかという事の意見を伺いたいです。

○委員長(長谷川伸一) 理事者の方お答え願います。

○まちづくり推進部長(堀内伸浩) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 堀内部長。

○まちづくり推進部長(堀内伸浩) 当時の担当としまして、平成27年9月の全員協議会から始まりまして、12月委員会、定例、本会議に至りまして、それぞれ各議員からの質問等についても丁寧に説明させていただいたつもりですし、質問に対しても誠意を持ってお答えさせていただいた上で各議員には理解いただいて議決をいただいたと理解しております。

○委員(中山義英) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 中山議員。

○委員(中山義英) それは今も、変わらないですね。当時、説明されてこっちの方が絶対メリットがあるねん。という事は変わってないという事ですね。

○まちづくり推進部長(堀内伸浩) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 堀内部長。

○まちづくり推進部長(堀内伸浩) 今をもちましても、思いは変わっておりません。

○委員長(長谷川伸一) 他、議員の方ご質問ございませんか。この点については今日は非常に重要です。

○住民生活部長(木村光弘) はい、委員長。

- 委員長（長谷川伸一） 木村部長、補足説明をお願いします。
- 住民生活部長（木村光弘） 今、堀内部長からお話あったように、費用的にはそういう形で思っておるところですが、この先5年、10年先になった時にはですね、そういう議論のどうこうというのはありますので、当然我々の方も考えていかなければならないと思っておりますので、その時点をもって考えていきたく思っております。
- 委員（中山義英） はい、委員長。
- 委員長（長谷川伸一） 中山議員。
- 委員（中山義英） 今の部長のお話では、10年先の間に不測の事態があった場合は方向転換もあり得るという意味合いで解釈させてもらってよろしいでしょうか。
- 住民生活部長（木村光弘） はい、委員長。
- 委員長（長谷川伸一） 木村部長、補足説明をお願いします。
- 住民生活部長（木村光弘） こちら側としては、そういう思いはあります。ただ、組合の方との協議は当然、期間や経過は必要だと思いますが、こちらとしては考えております。
- 委員（中山義英） はい、委員長。
- 委員長（長谷川伸一） 中山議員。
- 委員（中山義英） 一番最初に、この規約を見させていただいた時に私は普通に感じた事は、これはあくまでも住民的な考え方なんですけども、可燃ごみは向こうに行くと、しかし不燃については何か一部の業者だけを守る為にこういうふうにしたんかなと。というちょっと考え方なんですけども、そういった部分というのは無いんですね。そこだけの確認です。
- 住民生活部長（木村光弘） はい、委員長。
- 委員長（長谷川伸一） 木村部長、補足説明をお願いします。
- 住民生活部長（木村光弘） そういった点はございません。
- 委員長（長谷川伸一） では、委員長交代させていただきます。
- 副委員長（谷本昌弘） 長谷川委員。
- 委員長（長谷川伸一） 私の方から、この点につきまして、一番重要な時期は平成27年の9月頃だったと思うんですね。皆さん資料を読んでいただいたら分かりますけども、平成27年9月16日の移転新設に伴うごみ処理広域化の事業参加についての案の説明の資料を読みますと、審議の内容が可燃ごみのだけの参加というのが、最初から決定していて、不燃ごみは全く参加する意思がない。不燃ごみについての検討してる審議会や協議会、議会の方へ説明が全く無いんですね。不燃ごみについて経緯的とか町の業者委託してる雇用問題とかの説明が

議会側にする資料がないんですが、その点はどのようにされたのか、不燃ごみについての不参加の理由をもう一度、27年の資料を思い出していただいてご説明をしていただいて、抽象的でなく、どのような文章をもって費用はこういうふうにならぬ方が安くなります等、議会側にどのように説明したのか明らかにしていただきたいと思ひます。

○まちづくり推進部長(堀内伸浩) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 堀内部長。

○まちづくり推進部長(堀内伸浩) 当時、可燃についてはお配りしてある資料はありますが、不燃、粗大、資源については当時、説明資料として出すだけのものはありませんでした。確かに資料としてはないんですが、説明では先ほど木村部長から説明ありましたように、継続が可能であることを丁寧に説明させていただいてというところでございます。

○委員(坂本博道) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 坂本委員。

○委員(坂本博道) 不燃や資源のことですが、平成27年9月16日付けの天理クリーンセンター(ごみ処理施設)の移転・新設に伴う「ごみ処理広域化」への事業参加について(案)というのは、河合町の中での議会での(案)なんですかね。この文章はどこから出てくるんですか。天理から送ってきたとか。事業参加についてということで、表記について天理市長から各関係市長町に対してあったという意味確認の聴解があったのを受けて、河合町として事業参加を考えたいとなっているので、河合町としての文章にはなっているんですが、その時に5項目目の新施設におけるごみ処理業務の範囲についてで、粗大ごみ、資源ごみ処理施設については建設候補地の選定、構成団体の調整、実施体制などを含め、別途の課題として、検討・調整を進めることとする。と感じて、この時点ではどうしようかと、9月時点ではまだ方向性を出してなかったのかなという感じですね。その上で12月の議会の時に改めて今度、参加を決めるとか規約の本題になった時には河合は入らないという形になってたので、9月の段階ではまだ、決めてなかったんだなと。広域の方は初めから粗大も資源も不燃も受け入れるという出発はそうだったはずでしょうね。広域の一番初めの規約を見たら、可燃と不燃、資源が一緒になってたと思うんですがね。その辺では、不燃ごみの問題がそうなった経緯の時は9月から12月の間の中で変わったのかなと思ひますが。

○委員長(長谷川伸一) 木村部長、この資料について説明してください。

○まちづくり推進部長(堀内伸浩) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 堀内部長。

○まちづくり推進部長(堀内伸浩) 天理クリーンセンター(ごみ処理施設)の移転・新設に伴う「ごみ処理広域化」への事業参加について(案)というのは、これは河合町が参加する意思を表名するうえでの、文章として作成したものです。

○委員長(長谷川伸一) 坂本議員、このことについて他質問は。

○委員(坂本博道) 確かに河合町が作ってる、経過を見たときに9月16日の全員協議会の時にこれを出して、その方向で行きたいという説明された文章だと思うんですが、その際には5項目目で新施設におけるごみ処理業務の範囲ということについて、粗大・資源については検討調整を進めることとするということで、この時点では行かないとも結論は出してなかったのかなと思うんで。ただ、12月の定例会の時に規約の報告が決められる時には、そこが別途しようという事で、その間の検討の中で決められてなったんだなという事で、経過として確認したかったという事です。

○まちづくり推進部長(堀内伸浩) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 堀内部長。

○まちづくり推進部長(堀内伸浩) この5番とか2番から趣旨として、広域の組合を設立するうえでの趣旨ということで、記載させていただいてるものですので、河合町単独でどうのこうのという内容ではありませんので、2番以降も含めて、下記に記載されてる内容というのは広域組合を共同化するという趣旨を記載させていただいています。

○委員(坂本博道) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 坂本委員。

○委員(坂本博道) その意味で5番目にある、新施設におけるごみ処理業務の範囲というところでは、なお、というところで「粗大ごみ・資源ごみ処理施設」については、候補者の選定とか調整等があつて、検討・調整進めるということで、ある意味広域のところでも、この段階では粗大・資源についてはまだはっきりしてなかったということになってたんかなと。広域から出されてる文章にそう書いてたものを、そのまま付けたのかなと思ったんですが。広域自身が粗大・資源についてはまだ、対応がはっきりしていない状況だったのかなというふうに経過として確認したかったんですが。

○委員長(長谷川伸一) 整理するにあたり、暫時休憩します。

再開は、10時40分から行います。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時42分

○委員長（長谷川伸一） 再開します。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 堀内部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 平成27年9月16日の文章につきましては、ここで広域化に参加表明ということで、この文章の中には可燃ごみだけという記載はございませんけども、口頭で説明させていただいていると、参加理由としましては、ここで可燃ごみを参加するという表明をしまして、それぞれの問かけられてる各市町村から集まった結果を基に、それ以降の市町村町会議等行われまして、組合の設立議案及び組合格約を作成し、12月の河合町の議会定例会で規約を上程させていただいて、その際に先ほども説明させていただきましたけども、不燃、粗大、資源ごみ処理につきましては、天理市については元々、山添、川西、三宅町のごみを組合でやっていた事によって継続する。上牧町、広陵町については現施設での継続ができない。安堵町は新規ということで参加しており、大和高田市、三郷町、本町については、現在の施設での処理の継続が可能であるとうことを含めて、経費も抑制できるということで委員会及び本会議で説明を丁寧にさせていただいて、ご理解いただき、議決をいただいたということでございます。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 9月の時点で、可燃だけというのは口頭では言うてた。ここの5番目にある、粗大・資源処理施設についてはということで、これは広域の文面ということだったということですか。とりあえず、どこで変わったというか決めたかを改めてですが、さっき説明あった事かもしれないんですけども、9月から12月の間で決めたのかと思ったので聞いたんです。

○副町長（田中敏彦） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 私の方からお答えさせていただきます。

この9月16日にお示した、ごみ処理広域化への事業参加についての案の中で新施設におけるごみ処理業務の範囲というのを定めております。これは広域組合でどういうごみ処理を

するか、できるかという範囲を定めたものでございます。その中で建設工事の選定構成団体の調整、実施体制など、「粗大ごみ、資源ごみ処理施設」について、これは組合が一つになつてのようにみなさんご理解されてると思うんですけども、可燃ごみ施設と粗大ごみ・資源ごみ処理施設は別物でございます。広域に組合では運営しますが、その施設は別物でございます。それで、粗大ごみ・資源ごみ処理施設については、建設候補地の選定、構成団体の調整、実施体制などを含め、別途の課題として、検討・調整を進めとなっております。それに従って、10市町村が調整した結果、天理市は元々山添村、川西町、三宅町のごみを受託処理で運営していたのでそのまま入る。上牧町、広陵町は現施設で継続ができない。安堵町は新規で加入しております。その構成団体のうち大和高田市、三郷町、河合町は現在の施設での処理の継続が最善策であると判断して、可燃ごみのみの参加と至った。その至った経緯をご説明させていただいて、27年12月9日の本町の議会定例会の厚生常任委員会においてご説明させていただいて、その規約の中には、組合に入る処理の範囲を記載しております。可燃ごみのみ入るということで記載しております。そしてそこで可決していただきまして、12月14日の本会議においても設立について可決をしていただいた。とご理解していただけたらと思います。

○委員長(長谷川伸一) 他に、議員さんで質問あるかた。

○委員(大西孝幸) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 大西委員。

○委員(大西孝幸) まほろば組合が、安堵町・広陵町の2町でやるとなれば、河合町単独で中継施設を作つてという事になるんですが、それは現状の施設を取り壊して作るのか、違う所に新たに施設を作るのかを聞きたいんです。というのは、現在、清掃工場のあるところで建替えれば、補助金は付かないと思うんで、違う施設なら付くと思うんですけども、そういう部分もありますので、その辺はどういうふうに、万が一そういう事になれば、あり得るのではないかと、そもそも2町ではなくどうしても3町でやる思いと、今後実際、不燃の部分について可燃以外のごみについても実際のところ、天理の方に入るという思いはあるんですかね。

○委員長(長谷川伸一) 大西委員、今の質問の論点は広域化の案についてなんで。今後、このまほろばに2町、3町という議論は、今する状況ではございませんので。それを確認したいです。この案について、当時は大西議員も現職でおられたし、横におられる馬場議員も、清原町長も当時はこの議員のメンバーですので、もう一度、再選された議員さんの方でもう

一度記憶を戻していただいて、こうだったなとか、何か補足あれば説明でもあればと思います。理事者側からは説明していただきましたけども、それに対して議会側はこう理解してましたとか、こう判断しておりましたという事の補足等言っていただければありがたいです。

○委員(大西孝幸) 今、私が発言した分については、後でということでご理解ねがいますか。その当時、議員でありましたし、実際のところ先ほども言いましたけど、こういう奈良モデルという部分で県が推奨されて、声があがってという事で、これは良いことだな、将来的にも経費、ランニングコストも削減できるのではという思いもありまして、理事者側から可燃だけ行くよという時にも、「何故可燃だけやねん」という事はそのときに私も思いました。ただ、理事者側の説明もありまして、現状のまま行くことによって今の現状経費が削減できるという説明を受けたという事があるので、私はそのときは「それで行ったらいいのでは」と、将来的には可燃ごみ以外についても行くべきだという思いはありました。

○委員長(長谷川伸一) では、委員長交代させていただきます。

○副委員長(谷本昌弘) 長谷川委員。

○委員長(長谷川伸一) この、27年9月の時点においては天理組合に参加する。前向きに奈良モデルの方に参加する。という方向性は決まっております。可燃ごみ、不燃ごみ全般的な審議は結論から言いますと、理事者からいただいた資料を読ませていただきますと、審議が十分できてなかった点があったのではないかと。と言いますのは、可燃ごみは焼却炉が昭和52年の建設ですから老朽化してます。不燃ごみ、粗大ごみの分別等の処理については現委託で進めている。実際に分別の機械とか破碎処理機も平成3年に設置しておりますから、30年経ってないので、まだ動くという判断をした上で出された。まず、大きな理由としましては、あらゆるケースを見立てて、町は色々なシュミレーションを出して、経費的には口頭ではなく、文章、書類でもって残すような、後の議員さんや職員さんの為にも資料は残すべきだったと思います。そこで申し上げたいのは、ずばり申し上げます。最初から可燃ごみは入る。不燃ごみは入らない。そういう時点だったということで、最初からこの不燃ごみについては、「審議、思考はしなくていいよ。」とトップダウンでなされた事もあったのではないかと、その点についてお聞きしたいと思います。

○副町長(田中敏彦) はい。

○副委員長(谷本昌弘) 田中副町長。

○副町長(田中敏彦) 長谷川議員の私見、こういう場がございますので、私見は謹んでいただきたいと思っております。

私も、その当時は町行政に参加しておりませんので、審議を尽くされたがどうかという疑問に対してはお答え致しかねます。ただし、議会民主制で議会にお諮りして、その当時の議会のみなさまにご理解いただいて、そして9月16日にこういう組合ができるので、それに参加しましょうか。という事で、それは良いことだなというお話しがあって、そしてその資料をお渡ししたのだと推測されます。その時の議員さん、ここにも何人かその当時の議員さんもいらっしやいまして、町長もその当時、町議会議員でいらっしやいましたけども、その説明に納得されて理解をして、12月9日の厚生常任委員会にその旨を記した規約を上程をさせていただいて、そしてそこでもう一度議論された事だろうと推測されます。私も一町民として、広報誌とかで見たときに何故、不燃ごみも一緒に入らないのかなというふうな、勝手な想像をしておりました。河合町でごみ処理をしなくていいんだったら、外へ持っていった方がいいのではないかなという事で勝手に考えておったんですけども、この行政の職に参加させていただいて、色々な資料を担当の方から見せていただいています。ただ、9月16日の段階では河合町の不燃ごみの処理の経費は出ておりましたけども、広域で参加をして、どういうフローでやるのかとか、具体的にはまだ不透明だったのではないのかなと推測をされます。ただ、全体的な費用、概算の費用としては現在そのままで、実施する方が河合町の財政状況も鑑みて、経費が削減されるのではないかという判断であったらと思います。これはあったらどうぞございます。あったらと推測されます。今ある資料とか全体的に把握してみますと、そういうことであろうかと思えます。その段階で27年の12月に議決。河合町としての意思決定をいたしました。行政的に。そして、正式な手続きを得ないで不燃ごみに参加するとかの表明をすることはそれを覆すことになります。ただ、私も皆さん方のご意見をいただいて、地方自治法に抵触するか、すれすれの所で修正案を出していただいた、それも苦渋の決断であったであろうと思えます。その結果、みなさんで1からまた議論するという時間が設けていただいた事は私も行政の人間、一町民としても非常に喜ばしいことだというふうに思っております。ですが、今現在の組合には可燃ごみで入るということで参加をさせていただいております。それで、可燃ごみで参加するにあたって、車がたくさん行くのは住民に不安を与えるという事で入るには10トン車に制限する。10トンに制限するという事になると河合町独自であれば、河合町独自で10トントラックの積み替え施設を設置しなければなりません。ただ、安堵町と広陵町は当初から2町で色々と議論を進めていたと聞いております。それで河合町に情報が入って、河合町もそれに参加させていただきという事で参加をさせていただいた。意思だけですけどね。それで進めていたと聞き及んでおります。ですから、

1町ではなくて複数の公共団体で協議を進めている段階で提案をした議案については、1町ではおかしいかなと、なかなか難しいかなと、手続上の問題ですけど。ただ、現在やっています機械もかなり老朽化しております、平成15年に契約をしておりますので。これが将来的にそのまま稼働ができるかどうかは私個人的にも不安であります。ですから、令和2年現在ここから、不燃ごみ、資源ごみ等の回収をどうするのか町民の皆様方に9種類に分けて分別してくださいと言うことをお願いするのかなとか、そういうなものをこの、委員会で議論させていただくものだと私は考えておりました。この河合町一般廃棄物処理基本計画が2019年3月に策定されております。この中には今、私が申し上げたようなことを記載しております。これを実施するにあたり、皆様方の建設的なご意見を伺いながら、これを推し進めていく、そういう委員会であるのかなと事で私も参加させていただいたんですけども、それがごっちゃになって一気に議論されてるような錯覚をしております。理事者側の代表は町長でございますが、私、町長と同じ意思ではございますが、これら先人たちが7年8年をかけて議論してきた。それで組合には河合町は可燃ごみだけ参加する。その可燃ごみを持って行くにあたって3町合同で積み替え施設を作るという事は、論理的であり非常に効率的であろうかと思えます。それについては、ご理解いただいて、そのベースの上に立って今後、組合に参加するのが一番良いのか、もしくはこの先3年、5年先にはもっと良い物がでてくるかもわかりません。ただ、今、その積み替え施設を作るとなると、令和6年に組合に参加しますので令和6年までは可燃ごみの処理を今の施設でしなければなりません。ですから、その施設で積み替え施設を作るというのは不可能であります。ですから、別の場所を探してそして例えば組合に参加しなければならないという事になれば、そういう事になります。それをご理解いただいて、皆様方でご審議をいただけたらと思います。これは私どもの希望でございます。失礼いたしました。

○委員長（長谷川伸一） はい。

○副委員長（谷本昌弘） 長谷川委員。

○委員長（長谷川伸一） 副町長の私見の見解と私の見解の私見という考え方に差があると思うんですけども、まず訂正をします。さっきのトップダウンという言葉は私としては、言い過ぎたと思っておりますので、その点だけは訂正しておきます。ただし、他の私見については私は自分の見解を委員として述べてるという事でご理解いただきたいと思えます。

○委員長（長谷川伸一） 委員長変わります。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 今までの質疑の内容をお伺いしての上での質問と言いますか、改めて複数年当選されてる議員さんに対してお伺いしたいところもあるんですけども。理事者に対してごみ処理問題について、過去こうしてるんだよ、こう行ってるんだよ。答弁としてはこういう内容でしたので、こういう形になりました。と話を伺っておりますが、ちょっと欠落しているところがあると思うんですけども、議会が流会と休会を繰返した時期があるんですね、そこで確認したいんですけど、本議会は流会、休会繰返した時期がありますが、こういった例えばですけども、ごみ処理についての協議会ですとか特別委員会ですとか、委員会そういったものはですね、本議会開かれてなくても問題意識として議員として持っていて、理事者に対して要望して、こういったものが行われていたかどうかというところは確認したいのですが。当時は一町民の段階でしたので、そういったものをあまり見えてなかったんですね、そのところを確認したいんですけども、どなたかお答えいただけますか。理事者の方でもいいですし、経緯をご存じの方でもいいですし、議員さんでも。

○総務部長（福井敏夫） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） おっしゃるように、色々な流会とかはありました。ただ、28年4月、山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立の時点におきましては、そういう議論はなかったと思います。それ以降に、諸般の事情によりあったと思います。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 改めてその上で確認させていただきたいんですけども、今回ですね新しく議員になりまして、ごみ処理の件について色々それぞれ言う議員が増えてきている状況があります。そこを踏まえて、以前の議会の方ではごみ処理について改めてこういう場をもうけるべきだとか、協議会をするべきだとか、そういう話はあったのかどうかを確認したいんですけども。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 堀内部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 特にそのような求めはございませんでした。

○委員（常盤繁範） 分かりました。

○委員（谷本昌弘） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 谷本委員。

○委員（谷本昌弘） なぜ、河合町は不燃ごみが残ったかという事について、当時の町長の答弁に、河合町にもごみに従事してる業者がたくさんいてる。そのような方の雇用を守るために、あえて不燃ごみを河合町に残すと、私たちに説明されたことを記憶しております。そういう意味で河合町に不燃ごみが残ったというように記憶しております。

○委員（馬場千恵子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 広域化が進められるということで、当初からごみの広域化については共産党としても反対をしてきました。河合町においても焼却炉がかなり老朽化している中で、ちゃんとした方針をもっと持たないといけないのではないかと、広域化にあたって天理の地域住民との話はどうなってるのかという事で、委員会でも一般質問でもさせてもらった記憶はあるんですけども、詳しい記憶はなかなか呼び起こせなくてわからないんですけども、ただ、不燃ごみの扱いについては河合町でした方が経済的にも安くつくという事で、説明をうけてたと思います。町長との返事と言うことで、谷本議員がおっしゃったような答弁もあったかと思いますが、それが第1的な理由やったかどうかは私も分からないところですけども、その雇用を守るというところでは、一気に辞めてもらうというのも不可能なことで一定必要なことかなとは思いますが、不燃ごみの処理についてどのような契約で進められていて、今どのようにやっているかを含めて現状について、どういう流れで伊賀市の方に持っていったのかを含めて説明をいただきたいと思うんです。それで、今後その契約を含めてどういうふうにされていくのか、それともやさないごみを町でやったら財政的にも安くつくと比較についてはこないだの説明会でも受けたところですけども、今後どういうふうにあるのかなという事で。

○委員長（長谷川伸一） いいですか、馬場議員、今日は第1回目なので今、後半で言った質問については後日、次回で審議しようと思ってるんです。今回は平成27年9月、12月の議会において、こういった理由で経緯説明の中の趣旨、また内部資料になる27年の厚生常任委員会の会議録もあえて議員へコピーを配布しておりますので、これを読んでいただきますと、馬場議員の厚生常任委員やっておられたので、その時の質問も載ってますので、理解はしております。今回この点については、時間的な問題も考慮していただいて・・・

○委員（馬場千恵子） 今、不燃ごみの事もかなり議論になってますので、そんなに時間を取るような中身ではないので、簡単に説明してもらえたらと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（長谷川伸一） いいですか。

（発言する者なし）

○委員長（長谷川伸一） では、理事者側どうぞ。

○住民生活部長（木村光弘） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 木村部長。

○住民生活部長（木村光弘） 不燃ごみの現状ですが、河合町におきましては、不燃ごみという形で燃やさないごみという形で全て、鉄、ガラス、瀬戸物類、プラスチック類、小型家電等を1つの袋でみなさん出していただいております。それらを集めてきたものをこちらの再資源の業務の中で手での選別により鉄くず、ガラス、プラスチック系、中には燃えるごみも入っております。それらを手作業により、それぞれ資源ごみにリサイクルできるものはリサイクルに。プラスチック系については本町では燃やすことはできませんので業者に委託して他の民間で処分していただいております。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中山委員。

○委員（中山義英） 先ほどの谷本委員の発言ですが、すごく中身が重いと思うんです。前町長が雇用の関係で不燃は残したと。これって理事者側の方、本当に正しいのか回答お願いします。

○委員長（長谷川伸一） 副町長どうですか、今の中山委員の質問。

○委員（常盤繁範） 発言した内容の物が無いんです、議事録もないんです。いつの事が分からない。

○委員（谷本昌弘） それは当時の町長とのやりとりですのでね。

○委員（常盤繁範） 公式のやりとりですか。

○委員（谷本昌弘） 違いますよ。

○委員（中山義英） やはり、ものすごい発言やと思うんです。

○副町長（田中敏彦） はい。

○副委員長（谷本昌弘） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） その場に同席してなかったもので、はっきりした事は申し上げられませんが、地元の育成とか雇用を産み出すものであるとかそういうのも要因の一つであることは確かだろうと思います。ただ、圧倒的な要因は経費の削減、そのまま行く方が経費の削減になります。そして多分、谷本議員との個人的なやりとりか分かりませんが、「地元の働いてる

人も守らなあかんねん。」というレベルでおっしゃったのかなというふうには推測ですが思います。最も大きな要因は、このまま続行する方が経費の削減、河合町の今の財政状況からみてそれが最善策であるということで判断をして説明をさせていただいたというふうに思っております。

○委員(中山義英) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 中山委員。

○委員(中山義英) 今のお話ではメインでは経費の削減、そこにプラスアルファでそういった雇用の事もあるという解釈でよろしいでしょうか。

○副町長(田中敏彦) そうですね。

○委員長(長谷川伸一) 他にこの件に関して。

○委員(佐藤利治) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 佐藤委員。

○委員(佐藤利治) 後の議題で出る話かもしれませんが今、燃やすごみについては、まほろばという組合を立ち上げて3町でやるという事で話は進んでると思うんですけども、私も個人的にはそれに賛成なんですけども、期日的な事で今の説明を聞いていますと安堵町の施設も5月から解体に入る。というような、期日的な事ってのがあるんですけども今はそれが表に出ないんですね。この期日のためにここまでこうせなあかんというような、形のものが私自身は不安で仕方がないんです。それと、理事者側の答弁の中でも先日ありましたけども、プラゴミ、不燃ごみについては今は問題ございません。いつ最終処分が出来なくなるという話も出ておりませんし、その辺は問題ございませんと。そしたら、それが書いたものも無く、雰囲気の話でしか聞こえてこないんです。いつまで、こういう契約をしてますので、民間企業、伊賀市も確たるこういう紙で答弁いただいていますので、問題ございません。と形の物が見えてこないんです。何とか、ごみの事ですから、本当に今、良いということで燃やすごみは山辺の方に持って行くように進んでいます。それでね、進んだうで今回議員の方から燃やさないごみも一緒にやるのが、もっと言えば資源ごみもという3つを参加されてる市町村も多くさんあるんです。本当に10年、20年先に町民の方に「この判断がこうで間違えないんだ」、「今できる判断としては一番なんだ」と大きな声でいえる方が議員側にも、申し訳ないんですが、私も含めて理事者側にもいないんです。その辺をちょっとはっきり、期日を含めてやっていきたいなと私は思っております。その辺について何か賛成とか反対等のご意見あったら聞かせてください。

○委員長（長谷川伸一） 理事者側の方で。

○委員（常盤繁範） なんで、先ほどの馬場議員の発言は逸脱してるのでちょっと控えてくださいとか時間を短くしてください。という話してたのに、佐藤議員の話はなんで、理事者に対して質疑をさせる形を取るんですか。これは、誘導ですか。今の話は2番じゃないんですか。

○委員長（長谷川伸一） はい、失礼しました。今、2番です。訂正します、2番についても一度確認します。佐藤議員の今の質問はご了承ください。

では、2番について。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 主として、財政的な判断という事で、確かにトータルに見て委託してる部分、雇用にかかる委託も含めて入ってると思うので、それが絶対にあかんとは思ってはないんです。トータルに見た時に。ただ施設の維持という事で可燃ごみについては、あと何年ぐらいであかんようになるという議論があって、不燃及び粗大の機械とかですが・・・に比べてまだ2、3年なんで、新しいからというのが27年の委員会の質疑でやってたように思うんですが、しかしあそこも副長が言われてた、一般廃棄物の今度の計画の中でも更新等も今後必要になるという表現になっておるんですが、その時の更新とかはだいたいいつ頃に必要かとか、不燃、粗大関係の施設の関係ではどう見てたんでしょうか。今の時点ではどう見てるのかという事について、決める経過にはなるので聞いときたいと思います。

○住民生活部長（木村光弘） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 木村部長。

○住民生活部長（木村光弘） 粗大ごみに施設につきましては、点検等を毎日やっておりますのでそれにおきまして、メーカーの業者からも点検整備等もやってございます。その上で多少なり消耗品関係でしたら、普通に交換し随時対応しておりますので、今現在、検査等で大きな、ここは駄目という部分は出てきていないということです。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ですから、可燃の方の施設は老朽化してあと何年ぐらいしたらあかんという見通しの基でコンサルの更新時期が来るから、それを自前でやるというのは難しいし、お金がかかるので、これやと。でも粗大の方の機械もこれはこれでどこかで替えていかない

と、将来的な負担としては考えた上で、今の時点では、こないだの決めた時点ではまだ少なく済むということやと思うんですが、いつ頃には替えないといけないとかの目途はあるお思うのでそれはどう見てますか。

○まちづくり推進部長(堀内伸浩) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 堀内部長。

○まちづくり推進部長(堀内伸浩) 焼却炉につきましては、炉、本体が対応年数といいますか老朽化が激しくて、通常の焼却ができなくなるという事で全体的に大規模な改修が必要だと。かなり費用がかかる。ただ、破碎施設につきましては、そういった事は必要がなくて、構造も比較的簡単なものでそれぞれの部品の交換で更新していくという事が可能であるという事で費用の面では全然違うという目論見がありましたので、そういう説明をさせていただいてると思います。

○委員(坂本博道) 更新する方が、何年か後には買い換えんといかんというリリースなのか分かりませんが、機会そのものを替えないといけない時期がどこかで来るのかと思うんですが、そうではなくて、修理で当分、ようするに天理のやつが25年ぐらいのスパンで第一段階をやってるぐらいですから、そういうレベルでは大丈夫だろうという見込みで今考えるということで、ようするに新たな費用としては、機械を替えるというのは今のところは見込んでないんだという事で、よろしいでしょうか。

○住民生活部長(木村光弘) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 木村部長。

○住民生活部長(木村光弘) はい、そういう事だと思います。

○委員(中山義英) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 中山委員。

○委員(中山義英) 再度もう一回確認をさせてもらいたいんですけども。不燃ごみ、河合町が入らないという事で他に大和高田市とかもありますよね。この不参加しても、将来的に見て河合町の方があかんようになった時に天理市に入れてもらえますか、という話はその時に出たたのか、天理市に入れてもらえない時は入ってない大和高田市と一緒にやりましょとか、空想的な話になるかもわかりませんが、そういった話はでてましたか。今回の可燃ごみは高田市も入ってるけど、不燃ごみは入ってない、河合町も入らない。河合町が将来的に天理の方に行かなくてはならなくなった時に天理の方に入れてもらえてますか、とかの話はでてましたか。できるとか、できないとか。それと大和高田市も同じ問題を抱えると思う

んですけども、そうなった時は河合町と一緒に連携しましょとかそんな話はあったのかなかったのか。なかったら、なかったで良いですけども。

○まちづくり推進部長(堀内伸浩) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 堀内部長。

○まちづくり推進部長(堀内伸浩) 具体的に将来そういう事があった場合に、どうするという議論はなかったと思います。ただ、あったとしても具体的に答えることは難しい。逆に脱退する可能性があるとか、ないとかも具体的な議論としては出てなかったと思います。

○委員(常盤繁範) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 常盤議員。

○委員(常盤繁範) 配布されてる資料で、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約、頭がそういう形でまとまっている資料の中に天理市クリーンセンター(ごみ処理施設)の移転・新設に伴う「ごみ処理広域化」への事業参加について(案)、平成27年9月16日発行のものでね。その5番の新施設におけるごみ処理業務の範囲とありまして、上の部分は割愛あせてもらいますが、資源ごみの部分だけ読み上げさせていただきます。なお、「粗大ごみ・資源ごみ処理施設」については、建設候補地の選定、構成団体の調整、実施体制などを含め、別途の課題として、検討・調整を進めることとする。と文面がありますが、先ほど答弁いただいたんですけども、案については河合町が作成されてるという事でしたので、一応その形としては検討されてるとの文面で載っておりますが、その辺に関しての整合性をお答えねがいますか。

○まちづくり推進部長(堀内伸浩) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 堀内部長。

○まちづくり推進部長(堀内伸浩) 平成27年9月16日の事業参加についての(案)という文章の中で当然、この文章については河合町が作成したものでございますけども、下記から下の部分は、広域の天理市からいただいたものを記載させていただいてるものでございますので、今おっしゃった5番についても広域の方の話ということになります。

○委員(常盤繁範) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 常盤議員。

○委員(常盤繁範) 本当はこの場で確認したいのですが、時間がないので申し上げるだけ申し上げときたいんですけども、河合町が作成する形でこの案を提出されてるのであれば、河合町が責任をもって文面に書かれているものは、行うべきだと思うんですね。ところが、下

段の部分は引用してありますからとかの形でしたら、この文面全部どこが引用されていて、あとは河合町の理事者として考えてるところはこの部分でしたとかの説明を求めることになるんですよ。本来であれば発行してるのですから内容に基づいて行政サービスを履行していただきたいと思うんですけども。そういう形ですと、文面事態の信憑性も話し合いの内容の信憑性についても過去のものまるっきり、無きに等しい形になると思いますので、この部分は今後、考えていただきたいと思いますので。

○委員長（長谷川伸一） 理事者側、常盤議員の今の意見、理解できましたか。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 堀内部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 申し訳ございません。説明とさせていただいたのは、作成は広域からという事ですけども、作成した以上は責任が無いということではありませんので、文面としてはそういう説明になりますが、責任としては河合町も責任をもってという事でございます。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 常盤議員。

○委員（常盤繁範） では、改めてお伺いいたしますが平成27年9月16日時点では、粗大ごみ、資源ごみ処理施設についても、検討・調整を進めることとして考えてたという事よろしんでしょうか。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 堀内部長。

○まちづくり推進部長（堀内伸浩） 5番の建設候補地の選定、構成団体の調整、実施体制などを含めて課題として、検討・調整を進めるというのは広域化の参加する中で共同という事で進めさせていただいたという事でございます。

○委員長（長谷川伸一） 2番については、もう時間を考慮しましてこれで終わりとします。

次に議題3. 組合での「新ごみ処理施設整備検討委員会」の検討内容については口頭で説明していただけたらなっておりますので木村部長よろしく申し上げます。

○住民生活部長（木村光弘） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 木村部長。

○住民生活部長（木村光弘） 案件の3でございますが、「新ごみ処理施設整備検討委員会」の検討内容という案件でございますが、まずこの委員会の内容につきましては、組合の方で

委員会を開かれてるという事なので、検討の具体的な内容については、こちらでは把握していませんのでその辺は申し訳ないですがひかえさせていただきたいと思います。ただ、委員会についてどんなものかを今から説明させていただきます。

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会の設置要綱は平成29年4月7日に施行されております。その施行されたおりから平成29年6月から平成30年3月の間に6回の委員会が開催されたと聞いております。委員会の目的の内容としましては7つの施設整備基本方針がありまして、それに基づく施設を整備するにあたり山辺・県北西部広域環境衛生組合が設置運営する新ごみ処理施設の基本仕様、新施設の建設及び運営にかかる事業指標等について必要な事項を検討するために委員会は設置されています。メンバーとしましては、学識経験者、地域住民代表者及び公募で選ばれた市民委員等で構成された委員会、16名となっています。先ほど6回開催といいましたが、その間に平成20年2月1日から3月2日につきましては、基本仕様書等の案ができあがってますのでパブリックコメントによる意見募集等をされております。最終平成30年3月28日に山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備に関する基本仕様書について答申されてるという流れでございます。

○委員長（長谷川伸一） ありがとうございます。続けて、4番目の組合議会の審議内容についても一緒にご説明願います。

○住民生活部長（木村光弘） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 木村部長。

○住民生活部長（木村光弘） お手元にお配りしてあります資料の1ページ目を開いていただいて、組合議会の審議についてという題目で資料等を手元にありますでしょうか。それに基づきましてご説明等をさせていただきます。これにつきましても先ほどと同じように組合の議会ですので詳しい審議内容については私どもも分かりませんのでお答えするのはひかえさせてさせていただくことをご了承ください。組合議会として組合設立後における組合議会の開催経費という形で資料に基づいてお答えさせていただきます。まず、組合設立後に初めての平成28年7月19日ですが、平成28年第1回 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会臨時会が開会されてまして、案件としましては議会議長の選挙、議会副議長の選挙とそこに列記している事について審議されました。次に平成28年8月26日に平成28年第1回 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会が開催され以下の事が審議されました。平成29年2月21日には平成29年第1回 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会が開催されまして以下の事を審議されました。平成29年8月22日には平成29年第2回 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定

例会が開催されまして議会議長の選挙について、以下列記されてる項目について審議されました。平成30年2月27日には平成30年第1回 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会が開催され以下の事が審議されました。次のページですが、平成30年8月6日に平成30年第2回 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会が開催されまして、議会議長、議会副議長の選挙について以下そこにあげております案件について審議されました。平成31年2月25日におきまして平成31年第1回 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会が開催されました。以下の案件について審議されました。令和元年8月6日に平成30年第2回 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会が開催され、議会議長、議会副議長の選挙について、以下そこに書かれております案件について審議されました。詳しい事につきましては組合のHP等で会議録等は掲載されておりますのでそこを見ていただければと思いますのでよろしくをお願いします。

○委員長（長谷川伸一） ありがとうございます、3番と4番については合同でご質問があればお願いします。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 審議の経過の中でちょっと抜けてるのかと思うんですけども。今日もらった資料の中で河合町の平成30年12月定例議会議案のところで山辺・県北西部の組合規約の変更というのが一度でてきてて、それが12月3日に河合町で議決されてますね。このときはある程度、従来可燃ごみの事務と不燃、粗大及び資源と3つに分けてた区分を変える内容だったと思うんですけども、今の経過でしたら1回だけ規約変更をされてると思うので、本当は平成31年2月の定例会で議決されてるかと思うんですけども、ようするに言いたかったのは組合規約を一度変えてるということがあるということで今後、河合町が変えてほしいとかになれば、そういう事があるんやと思うんですが、ちょっとこれは本当は経過のどっかにあったほうがいいのではないかと、規約改正を1回やってるんだとについて。

○委員長（長谷川伸一） 理事者の方。

○住民生活部長（木村光弘） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 木村部長。

○住民生活部長（木村光弘） 組合の規約ですので、構成団体、10市町村での規約変更は議会の議決をとると言う事で法的には決まっておりますが、組合事態での規約の変更という議案は・・・分としますけど。

○委員長（長谷川伸一） わかりますか、坂本委員。

○委員（坂本博道） 記録として重要ではないかと思ったので、経過のところに関約を変えたというのが、組合の経過の中に入ってないと思ったんですが、組合の定例会の中で各参加してる各自治体の議会で議決されたら、議決を前提として規約変更が決められて知事に、変更申請手続すると思うので、そういう意味でいうたら河合町でも他でも議決してるはずなので、それをもって組合そのものの経過の所に規約を変えたという事が出てきてもいいのではないかと思ったので、今後の事に関わると思うので経過を作る時には確認しておいた方がいいかと思いました。

○委員長（長谷川伸一） 理事者の方。

○住民生活部長（木村光弘） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 木村部長。

○住民生活部長（木村光弘） 今、ここに記載されているのは審議案件というかたちで書類に基づいてあげさせていただいたんですけども、議員おっしゃってる部分について審議案件として上がったのかは今の時点で私は分かりかねますのでもう一度、調べさせていただきたいと思います。

○委員長（長谷川伸一） 木村部長、30年12月議会で山添村が資源ごみの参加に入ります。と以前は不参加でしたが参加しますという意味変更をされて今回、規約案が12月議会で審議し採決として認めて山添村が資源ごみの参加をします。以前は資源ごみは参加しませんとなっていましたけども、最初の規約で、30年12月3日にそれが決まっていますけども、天理組合議会の審議内容についての所にそれが明記されてないので、山添村が「資源ごみ参加します。」という事があったということが書いてないのでそこに坂本議員はご質問ですね。今後こういったことも天理組合の方と連携していただいて事実の確認をしていただきたいと思います。

○委員（大西孝幸） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 大西委員。

○委員（大西孝幸） その件ですが、記憶がさだかではないんですが、元々山添が天理に合同でやってきました、可燃も不燃もたぶん既に入ってたと思います。おそらく規約の改正になったのはプラごみをやってなかったの、それを入れるのに規約の改正があったんじゃないかと、記憶は定かではないんですけども、そういう経緯があったと記憶しています。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員(坂本博道) 組合の活動計画がありましたので、それで確認したかったんですけども、毎年負担金払ってるんですけども、実際事業が始まってないところで、この負担金というのは発足した時に協定書作ってて、基金を貯めるみたいになっていて今出してるお金は何のための負担金なのかというのがもうひとつ分からなかった。決算書にあまり詳しく出てなかった。かつ、その中には可燃ごみ用、不燃ごみ用みたいな形で、不燃ごみ全部入ってるところは分けた負担金になってると思うんです。その意味では今、払ってるお金というのは、どういう名目の位置付けだったのか、決算の時でも分かってなかった。活動経過という事の中に入ると思うんです。

○委員長(長谷川伸一) では、負担金の内容について簡略的に。

○住民生活部長(木村光弘) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 木村部長。

○住民生活部長(木村光弘) 各構成団体みなさん、負担金を支払っております。河合町は一部事務組合ですので、組合存続のための事務職員等の給料、物品等色々ございますが、それに使える費用。今まででしたら、工事等、備品も入札かかっておりますが、それに関わっての環境アセスメントの調査等色々やってきております。それらに伴って各々の負担割合をしております。

○委員(大西孝幸) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 大西委員。

○委員(大西孝幸) 私が山辺の議員で初めて令和元年8月6日の定例会に出席いたしました。その中で、ここにも経過説明載ってますけど、30年度の決算の中身で歳入については主に分担金です。一部利子等もありましたけども。支出の分については職員7名の給与等と総務費として事業費について、これから建設しようとする部分の調査費等が主に支出されてた記憶があります。

○委員長(長谷川伸一) ありがとうございます。3番、4番については、これで審議終了とします。次5番、今後の特別委員会の日程と議題について審議に入ります。

日程につきましては、1月下旬の来週、再来週と各議員の公務があると聞いてますので、2月上旬を考えております。また、2月3日に天理広域環境衛生組合議会がありますので、大西議員が出席します。その後の2月4日(火)、午前9時30分に第2回目の特別委員会を開きたいと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

○委員長（長谷川伸一） 日程は2月4日と致します。次に議題について私から提案が2点ございます。1点目、今回については委員長、副委員長で議題を決めさせてもらったんですが、特別委員会を民主的に運営したいと思い、正副議長以外に理事として3名程選出して理事会として5名で議題、審議、調査、今後の方向について決めて行きたいと思っておりますがいかがでしょうか。どなたか理事になっていただける自薦の方ございませんか。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 常盤議員。

○委員（常盤繁範） 異議を申し上げさせていただきたいのは、まずですね、「設立の理由について研究・調査していく」これを深めていくという形になりますが、最終的にどこまでを調査の項目として理事を立てて今後調査していくのか全く分かりません。そこをまず、はっきりしていただかないと。そもそも、この時間帯事態が、実際コストもかかってますし、管理職の方々がここに立ち会うという事も考えていかなければならない。この特別委員会の目的としての部分の調査と研究という小さな枠組みだけで今後存続していく事態が私自身が分からないところがあるんですよ。ですから、調査・研究をしていくんでしたら、何をもって終了とするか、調査書を提出するのか、という事をはっきりした上でまず理事といった形のものをするのか話をさせていただきたいです。いかがでしょうか。委員長。

○委員長（長谷川伸一） 私への質問ですので、お答え致します。

調査・研究というのが何が目的かという、冒頭に申し上げたように出口論で決定してることにはございませんので、この貴重な時間、予算編成で忙しい時間も考量した上で早急に審議するという時間の点も考えております。それで、今のように今回、よく分かったように、特別委員会を一気に行っても意味がなく、配布資料の準備もしないといけないし、何をするか目的がはっきり分からないからできないんじゃないかと、目的を決めるために結果を出すために調査・審議、他町の調査もして検討するということですので、あまりにも非常に私は今の時点で結論は出せません、目的ははっきり。だから今言ってることは、もう限られた時間というのは非常に認識しています。残り少ない時間で他町に迷惑もかかるので、その点だけはよく分かっておりますので。まず、この特別委員会を民主的に運営して有効に委員会をするために効果をあげるために理事を選んで、理事の中で先にもんで、議題を審議した上でやるということを考えておりますので、その趣旨だけをご理解いただきたいと思います。

○委員（常盤繁範） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 常盤議員。

○委員(常盤繁範) 趣旨に関しましては理解させていただきましたが、そもそもの話をさせていただきますが、12月議会の第70号議案ですね、「まほろば環境衛生組合設立について」の議案。これに関しての反対ですとか修正案の提出、そういったものに対して関連する形でこの特別委員会が設立されてると私は認識してるんですが、間違ってるんでしょうかね。その意味合いをもって今回、特別委員会が設立されてるというかたちで私も思っておりますし、何人かの議員もそのように認識してるような気がするんですが、ところがその部分に関してはどうも、お答えになっておられない状況の中で、今後調査・研究を進めていくというところでお話していただきました。私としては、質問させていただきたいのは、この特別委員会が今後継続して行われていく事にあたって、先ほど何人かの議員からの質問もありましたが、第70号議案が反対という形になって廃案になっております。その物に対して、理事者側としての見解はどこかでお話いただく機会は無いか。また、その件に関して町民の利益を考えてその合弁事業である「まほろば環境衛生組合の設立」に関して、どういう状況になってしまうのか、最悪のストーリーで先ほども佐藤議員からもお話がありましたように、単独で中間処理施設を作るとなりますと、予算編成もだいぶ変わってくるわけですよ。そういったものが、この場では全く話しができない状態になってるわけです。全体で考えると本来であれば、そういう形のもの話を進めていかないと、後になって2、3ヶ月経ってから、結果としてこうなってしまいました。多大な予算が必要となります。そういった形まで私は責任とれないんですよ。できれば、現在進行形で別の形として進めたいと思うのですが、この特別委員会の存続の目的としてはこの調査・研究が行われない全て結果が出ない限りは、関連する議案に関しては話ができない。そういった方向性で委員長は考えてらっしゃるんでしょうか。そこをご答弁いただきたいんです。

○委員長(長谷川伸一) 非常に私の言葉が足らずかもわかりませんが、調査・目的だけが主体ではなくて、問題は今言ったように今現状は修正案を出した、修正案を可決した、否決した、そして今度第70号議案を再議した、否決したその段階であります。それについてもよく理解した上で、理事者側の意見もお聞きする。今後どうするかは転換も考えた上で、今回特別委員会をして、今回理事を出すという事はそこの運営の議題についても一方的に議会側から私たち二人だけの議題ではいけないと思い、他の議員さん3名か4名入っていただいて、よくもんで理事者側との協議をうまく潤滑するための趣旨での理事会をもってはどうかという提案です。

○委員(常盤繁範) はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 常盤議員。

○委員（常盤繁範） お話の内容は分かるんですけども、1月7日の臨時会の際にですね、長谷川議員が読み上げました発議理由の部分ですね、総合的に調査・研究していくことを絶対に必要と考え特別委員会の設置を提案します。という事で特別委員会を設立されておりますので、どんどん調査・研究という目的においてこの特別委員会内容が大きくなっていくんでしょうか。私としては調査・研究を行ったうえで特別委員会は一旦設置の方なしという形、調査目的が果たされて終了という形をして、改めてごみ処理について将来的にどいういう形で行っていくかという協議を行う委員会の設置というのが町民の方にとっても必要でないかなと私はそのように考えてるんですけども、いっしょくたにさせていただきたくないと思うんですがその点に関してはどういう思いですか。

○副委員長（谷本昌弘） 私はね、ごみの量をいかに少なくするかという事に目的を置いてもいいのではないかと、この際、河合町は不燃ごみと言って一つに括ってしまってるけど、この燃やさないごみの中に色々な資源ごみが混ざりこんでる。この資源ごみを避けたら本当のごみというのはわずかになっていくと思うのでね。ごみの再分別することによってごみを排出しない。いくらかでも、ごみをいかに少なくするかという事に一つの目的として私はそこに持っていてもいいのではと思っております。その意味の検討委員会かなと、私はそういう考えでいてるわけですけどね。

○委員（坂本博道） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 今後、今の委員会を継続してやっていく事について、ごみ問題そのものを検討するという意味はあると思うんです。ただし、初めにも言いましたけども今の所で将来的には河合町のごみの処理システムをどうするかというところで、広域化の方向、かつ途中としてまほろばの中継施設の問題というのが現実には1回否決したという状況になっております。そういう点でいうと、先ほど委員会からも今の時点では理事者にボールを投げているんだと言われてたんですけども、実際のところでどいういう方向で行くかという事を決める一つの議会も責任があるという思いでそれを検討する場としてもこれを立ち上げたと自分も思ったんです。だから、こないだ急な提案ですが賛成をしました。ただし、その事を考えると相手があるのが実際です。まほろばにしても安堵・広陵の方。議会が言うたのは、この際不燃ごみも資源ごみも一緒に処理する方向に変えたらどうかというのが修正案でしたし。その趣旨は自分もあの時点では賛成しています。ただし、実際に進めようとした時に理事者

側が、町長の方がそういう立場にたつのかどうかというのいもひとつです。やろうと思った時に別にまほろばの組合事態は安堵町・広陵町の関係でそれがどうなるか、多分それぞれの所が了解してもらうのは手続がいるし、そこに向けて、向こうも町民との関係で説明しながらやってきてみたいですね。かつ広域までいくと今度はこれも規約を変えないといけないですけど、他の10市町の全ての議決もいる。そういう事がこの委員会の議論とリンクした形で理事者側が決めるひとつの材料としてできるテンポでいけるかどうか思いながらやるかどうかの一つなんです。それと今の場面が当然こないだ議決を経て他の町とかと意見とか調整をしてるかもしれないと言え、その現状も実は反映させて考えていかないといけないかなと思ったりしてます。そうしないと、ここでの結論が2ヶ月後とかになった時に、さっきの修正案議論の時に議長の方からも1月、今でない間に合わないねやという中で修正したんですが、残念ながらそうならなかったんですが、その問題からしたら、その事とリンクしてここでの議論をやるというのであれば間に合うのかどうかもしくは今現状がどうなのか踏まえられないと思います。それとは別ではないんですけども、ごみそのものについて、しっかり今後どうするかを考える必要がある、さっきの現状も含めてですが、そうした時、自分もちょっと実は分かって無かったんですが、色々調べてるうちに町の方で昨年、先ほど副長言っていましたけども、昨年3月に基本計画決めて、そこにかんがいの調査・研究にあたいするような現状もあつたり、今後の現状の問題もあつたりします。その部分を本当に深めるという意味ではこれもひとつかなと思ったりしたんですが、そういう意味で、

（「ちょっと短めをお願いします」という者あり）

ようするに、まほろばの問題を理事者側がどうするかということも含めて、リンクしていくのであればそれなりのテンポで行かないといけないし。ちょっとそこ常盤議員が言われてた内容と重なりますけども、そういう意味でのこの委員会位置付けをずるずるやってるんやったら、ほんなら専決されたら困るわけですね。そういう意味でお願いしたいです。

○委員長（長谷川伸一） 時間的には余裕がございませんので、ずるずる、べったりという事は考えておりません、短期集中型で早急に他町村にもご迷惑をかけない形で審議・調査してよく議会としても本当にどの方向がベターなのかを検討する特別委員会という事でご理解いただきたいと思います。それと、はしょって申し訳ないですけども、理事は不要というお考えなのか、それについて。

○委員（坂本博道） この委員会の役割、さっき言うたようにごみそのものについて議論するという点については、あってもいいと思ってるから、その事については協力していいと思っ

てます。ただし、さっき言うたように、まほろばの問題とか対応との関係で考えた時には理事者側としても今、どういう状況になってるかという事も聞いて、それと関連してやるんやったらその議題もテンポも変わってくると思うので、そういう点では認識しとかないといけないと思います。

○委員長（長谷川伸一）　今回は議会私どもが出しました。これに併せて理事者側とのご意見ともすりあわせて、議題、審議内容を決めてやっていくように。問題は組合に入るか入らないかは理事者側が主体性がありますので、それは踏まえております。そういう意味で民主的に運営するための審議を深めるための考え方です。

○委員（大西孝幸）　ひとついいですか。

○委員長（長谷川伸一）　はい。

○委員（大西孝幸）　まほろばの組合い事態が、安堵町、広陵町が1月末に県へ申請を出すようになってるらしいと聞いてるんですけども、それまでに、話はこの委員会でできるんですかね。まほろばについては。

○委員長（長谷川伸一）　その点について、理事者。

○副町長（田中敏彦）　はい。

○委員長（長谷川伸一）　副町長。

○副町長（田中敏彦）　色々な議論ありがとうございます。環境に配慮してごみを減らすような対策をするという事は、理事者側もそれに努めなければなりません。将来のごみの分別区分それを、色々な分別区分して町民の方にはご負担をかけますが、そういう事を念頭に入れながら、進めてはまいりたいと思います。ただし、一旦決議をして、意思決定をして町で参加をさせてくださいという事で表明をしております。そして、その表明の基に手続きをしている事、それをその時点に遡及して覆すという事はこれは不可能だと私は考えております。それをするようになると、先ほど委員長も申されましたけども、まほろば組合は設置されるのは安堵町でございます。その地域の住民の方の説明とかも、今現在進行形では河合町は可燃ごみだけ参加するという事で説明も終わって、ご理解をさせていただいて、今日も傍聴に来ていただいておりますが、安堵町の皆様には感謝、何度感謝しても感謝しつくせないぐらい感謝しております。その事を前提にこの時点から改めて将来に向けた修正、ですから例えば組合にこの後、河合町の方で将来のごみ分別とかを議論した結果、天理の組合に入らせて頂くことが最善だと判断したという事で、テーブルにのせて議論をして頂くことは可能だと思います。これは、正式にはお話ししていませんが、雑談程度にそういう事も可能かなというレベル

では話をしております。ただし、非公式でもそういうご依頼は今のところしておりません。例えば、そういうご依頼をしているということが今現在の組合の進行、安堵町、広陵町の今やろうとされている事業の進行に妨げになる危険性もありますので、そういう事はしておりません。ただ、1点だけ委員長にお伺いしたいんですけども、それと議長もおられますので。第70号議案を否決されましたけども、この特別委員会はその70号議案をこの委員会で付託するための委員会でしょうか。それはそうでは無いと私、判断しておりますが、そのへんの見解についてご説明をお願いしたいと思います。それから、期限の事ですけども1月10日に安堵町長、広陵町長の公印で清原町長宛てに、このままでは令和2年4月設立が非常に困難な状況であります。つきましては令和2年1月31日をもって原案可決に至らなかった場合には安堵町及び広陵町の2町で組合設立を進めて行かざるを得ないという申し出を頂いております。この申し出どおりでありますと、この特別委員会にもし付託されているような事であれば、今度は2月4日ですか、そこでしか議論されませんのでこの委員会に付託されているのかどうかという事を1点お聞きしたいです。付託されているのであれば、この時点で傍聴に来られております安堵町の方、広陵町の方は町の方に帰られて、議会で否決されたというように報告されると思います。その辺、委員長と議長の見解をお伺いできますでしょうか。

○委員長（長谷川伸一） 端的にご説明いただいて、質問お答え致します。

この特別委員会は議案第70号の案件を付託する特別委員会とは考えておりません。

○議長（杵本光清） 私もそのように思っております。

○副町長（田中敏彦） ありがとうございます。その原点に立ち返って今日もまた、新しい色々と詳しく説明させていただきました。そういう機会を設けていただいた事は理事者側としてもありがたい事だと思います。それで後日、議長、副議長等にご相談に参りますが、来週に臨時議会の開催を少しご相談にのっていただければと、ここで決定してくれとは申し上げませんが、ご相談にのっていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（長谷川伸一） 今の副町長の説明はご理解いただいたと思います。まず、議題について理事について、この点ともう1点、議員研修として上牧町の清掃施設の中継施設センターが上牧町役場の近くに来てますので、そういった現状の見学と不燃ごみの中継センターの入札したか開札したかで、設計の方が入っておりますので、その辺の事情も上牧町も進んでおられます。上牧町は不燃ごみと可燃ごみの参加ということになっておられて、先日、臨時議会の傍聴に行った時に先方の上牧町の環境部長に河合町の有志議員となるかもわかりませんが視察研修の申し出すれば、よろしく申し上げます。という話をしてきましたので、

この提案を上牧町の方にもどういうようにやっておられるのか勉強のために、研修に行きたいと思っております。日程としましては、臨時議会はいつごろが・・・日程は議運の委員長にお任せします。

上牧町の方を考慮しておりましたのは1月23日から28日の間に、ごみ清掃の業務に支障が無い時間帯をみて研修に行きたいと思っておりますので、その点も皆さんにご意見おたずねします。

○副町長(田中敏彦) はい。

○委員長(長谷川伸一) 副町長。

○副町長(田中敏彦) 私も公務員の端くれで、30数年間努めていた経験から、特別委員会というのは行政の課題を議会に提案させていただいて、結論を得るための委員会だと私は認識しておりました。ただ、委員長の話ですと、議員の皆様方が今後のことについて研究・追求してそして理事者側と相談をして新しい施策を構築していくための委員会というようにおっしゃっておられましたけども、それですと例えば勉強会でそこに理事者側の必要な人間を紹介させていただいてそこで話し合いをするという場で、そこで新たな課題が解決すべき課題が明らかになった時点で特別委員会を開くというというのが僕は筋であろうかと思えます。と言いますのは、ここに雁首並べておりますけども傍聴の皆様方には申し訳ありませんけども、一人あたりの時間給とかにしますと、かなりの費用負担になると思えます。それで、ご提案ですけども、このまま委員会を開催するのであればごみ処理問題に関係のある職員だけに絞りこませていただけたら、もしこのまま特別委員会で構成されるのであればその必要な職員だけをお願いしたいと思います。委員長いかかでしょうか。

○委員長(長谷川伸一) 委員長としましては、もちろんこの問題については、住民生活部の担当の部長、課長でいいと思います。一方議題の内容については数字的なことについては総務部長、財政課長については・・・

○副町長(田中敏彦) 課題を事前にお知らせいただけたら、こちらで参加者を選ばせていただこうと思っております。

○委員(常盤繁範) はい、委員長。

○委員長(長谷川伸一) 常盤委員。

○委員(常盤繁範) 時間の無いところすみません。クドイようですが特別委員会の設置の理由に先ほど坂本委員からもお話があったように、建設的な将来的なごみ処理についても、この場で検討してある程度やりとりができるような形を踏まえて、一度作りなおしてください。設置の理由というか。設置の異議として、文面を。次回の委員会にご提出いただけます。

すか。その上で、本来であれば議決が必要かもしれませんが、理由がちょっとかわりますからね、しかしながら全員が委員ですから、その中での表決に基づいて、その方向で行こうか行かないか。という話もできればさせていただきたいんですよ。理由としては冒頭で申しあげましたけども、この理由書が全議員に行きわたってない状態で本議会で表決してるんですよ。その事実を踏まえた上で、突然、表決みたいな形で、長谷川議員が言葉でしゃべって、議決しますって形をとってるんですよ。これ前例つくりますよ。これではあかんと思うんですよ。しっかりした形でやっていただきたい。そのように考えたいのですが、まず設置の理由について検討頂けますか。理事に関しては、私はその話の後に聞きたいと思います。

○委員長（長谷川伸一） 真剣なご意見ありがとうございます。今回の不手際はお詫びします。趣旨については、どこをどう直せというのか、もしご意見あったら言ってください。この文章は私も作文力が無いですけども、うまくまとめてませんけども、どの点にご不満があるか異議があるか教えていただきたい。この特別委員会の冒頭から言ってる私の思いはご理解いただいている、同じだと思うんです。常盤議員がおっしゃってる方向性も一緒だと思ってるんです。そこをご理解していただきたいと。ちょっとしたことでボタンの掛け違いになってると思うので、そこをご理解いただきたい。趣旨はもう一度話しましょう。その前に理事について、特別委員会はスタートしました。これ1回で終わるわけには行きません。今度は、今言ってる民主的に色々な意見を出して、有効な効果を出すため理事を選出してはどうですか。というご提案について自身としましてはどうですかということなんで。現状、私はこの6のところで今回、人選についてどなたかやっていただける人が出てきていただきたいと思うんです。これは分かっていただけですか。

○委員（常盤繁範） ですので、申し上げおりますので。設置の理由をもう少し明確にさせていただきたい。長谷川議員の思いも含めて、色々お話されてますよね、私も聞きたいところありますよ、それも踏まえて建設的に話をできるようにしていただきたい。これが一つ。その上で理事を設けて、協議した上でという形のものをしていただきたいという意味あいでは私はその提案に対して異議を申し上げてさせていただきます。

○委員（馬場千恵子） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 馬場委員。

○委員（馬場千恵子） 理事について聞かれてるかと思うんですけど、議会改革特別委員会が以前もった時に、全議員でやってたんですね。何回か開いた後で、だいたい議員の中から意見もそれぞれ出されて、その上でもう少し深めたところで何人かで構成しようという

ことで、推薦も含めて何人かで参加していったかと思うんです。今回、まだ1回目という事ですので、もう少し皆さんの全議員の意見も十分出した上で理事を決めていくんだったら、決めて行くという議論も含めてされたらどうでしょうか。

○委員長（長谷川伸一） はい、分かりました。今、馬場議員がおっしゃってるように議会改革検討特別委員会、財政健全化特別委員会も全て、くまなく傍聴させていただいてまして経緯も知っております。色々な問題もあった事情も経緯したうえで今回理事を出すということを考えておりますので、その旨は同意だったと思いますので。次回までに設置案の理由の文章をもう一度まとめます。趣旨をまとめて、議員の皆様と理事者の方にも配布させていただきます。

○委員（中山義英） はい、委員長。

○委員長（長谷川伸一） 中山委員。

○委員（中山義英） 本来の特別委員会等について、先ほど副町長が言われたことも同じようにやりましたのでよく分かります。おっしゃられる通りやと思います。その中で、基本的な事だけ最後言います。こんだけの良い資料あるのに、目次を付けてください。ほんで右肩に1とか2とか書いて、それに基づいて読んでください。基本中の事やから。次からお願いします。

○委員長（長谷川伸一） はい。補足します。今後は会議の2・3日前には配布して、予習してもらえるようにします。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（長谷川伸一） 以上をもって、特別委員会第1回を終了致します。

次回は2月4日。9時30分からです。

ありがとうございました。

閉会 午後12時17分

議事の経過を記載し、相違ない事を証する為、ここに署名する。

長谷川 伸 一